

広島市告示第276号
令和3年5月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アルゾ五日市利松店

(2) 所在地 広島市佐伯区利松一丁目891番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社万惣

代表取締役 山本 誠

広島市佐伯区石内上一丁目8番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位置	収容台数
1A	建物北側隔地	88台
1B	建物東側	20台
1C	建物西側隔地	12台
	合計	120台

※駐車場 No. 1A の収容台数155台のうち、88台を来客用の届出台数とする。

※駐車場 No. 1C の収容台数27台のうち、12台を来客用の届出台数とする。

(変更後)

No.	位置	収容台数
1A	建物北側隔地	88台
1B	建物東側	16台
1C	建物西側隔地	12台
1D	建物北側隔地	4台
	合計	120台

※駐車場 No. 1A の収容台数 155 台のうち、88 台を来客用の届出台数とする。

※駐車場 No. 1C の収容台数 27 台のうち、12 台を来客用の届出台数とする。

※駐車場 No. 1C の収容台数 11 台のうち、4 台を来客用の届出台数とする。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

No.	出入口の数	位置
1A	2 か所	駐車場南側
		駐車場南東側
1B	2 か所	駐車場東側
		駐車場北側
1C	2 か所	駐車場東側
		駐車場南西側
合計	6 か所	

(変更後)

No.	出入口の数	位置
1A	2 か所	駐車場南側
		駐車場南東側
1B	2 か所	駐車場東側
		駐車場北側
1C	2 か所	駐車場東側
		駐車場南西側
1D	2 か所	駐車場北側
		駐車場東側
合計	8 か所	

4 変更年月日

令和 3 年 6 月 1 0 日

5 届出年月日

令和 3 年 5 月 1 1 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 2 8 号

広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 3 年 5 月 1 3 日から同年 9 月 1 3 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 4 9 号)に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年9月13日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課